

大臣メッセージ
～公益法人制度改革における移行期間の満了に当たって～

平成 25 年 12 月 10 日

平成 20 年 12 月に新公益法人制度が施行されてから 5 年が経ちました。本年 11 月末をもって旧公益法人の新制度への移行期間が満了し、公益法人制度改革が大きな節目を迎えました。

新制度の施行時、旧公益法人は全国で 24,317 法人ありました。5 年間で 20,736 法人が新たな公益法人又は一般法人への移行を申請し、このうち 9,054 法人が新公益法人を選択しています。新制度では全ての公益法人が寄附税制の優遇を受ける特定公益増進法人となります。平成 20 年 4 月時点で特定公益増進法人だった旧公益法人は 862 法人でしたので、10 倍以上に増加することになります。これは、公益法人制度改革の大変大きな成果です。

また、移行申請を行うに際し、各法人がそれまで行ってきた事業内容を精査し、制度改革の趣旨を踏まえて自ら最も適切と考える法人形態を選択したことも、我が国非営利部門の歴史に残る意義あることだったと考えます。公益法人はもとより、一般法人に移行した法人も、引き続き公益目的支出計画に基づいて公益的な活動を行っていくこととなります。

新制度の下で、内閣府は、各都道府県とともに公益認定法上の行政庁であると同時に、公益法人制度を所管しています。この機会に、そうした担当大臣の立場から、新公益法人に向けて一言申し上げます。

新制度では、従来の各府省等の裁量による設立許可や監督が廃止され、法律に定められた明確なルールの下、法人自らが民間法人として自主的・自律的に事業や法人運営を行うことが可能となりました。実際に、東日本大震災発生以降、多くの公益法人が被災地支援や復興に向けた取組を行っているなど、既に数多くの公益法人が新制度の下、それぞれの分野で活躍しています。

一方、ガバナンスの欠如に起因する公益法人の不祥事案が少なからず発生していることも事実です。内閣府では既に 3 法人に対して、公益認定法に基づき、法人の業務運営の是正を促す勧告を行いました。

公益法人は、税制優遇措置を受けながら公益目的事業を実施する社会的な存在です。国民からの信頼を得つつ、自主的・自律的な法人運営を行っていただくことが大変重要です。

公益法人の皆様におかれましては、民による公益を担う存在としての高い志と、社会に対する責任意識を持ちながら、今後一層、積極的に公益活動を行っていただきたいと思います。

内閣府として、今後とも公益認定等委員会等と連携し、より多くの法人に新公益法人制度を活用してもらうための制度の理解促進と、より多くの国民に公益法人を支えていただくための情報発信に努めることにより、公益法人が活躍できるための環境整備を図り、民による公益活動の発展に一層尽力してまいります。

内閣府特命担当大臣 稲田朋美